

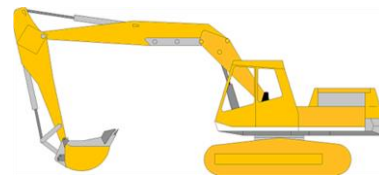
# 特定建設作業について

著しい騒音・振動を発生する『特定建設作業』を行う場合は、法律で定められたルールを守らなければなりません。

このパンフレットでは、制度のあらましをご案内します。ご一読いただき、静かなまちづくりへのご協力をお願いします。ご不明の点等は担当課までお問合せください。

## 制度の対象となる『特定建設作業』

指定地域内（市街化区域）において建設工事として行われる作業のうち、著しい騒音・振動を発生する作業（P2へ）。  
ただし、当該作業がその作業を開始した日に終わるものを除く。



※指定地域…第一種低層住居専用地域、第一・二種中高層住居専用地域、第一・二種住居地域、準住居地域、近隣商業地域、商業地域、準工業地域

## 『特定建設作業』の主なルール

規制基準（P3へ）

騒音・振動の『規制基準』を守る義務があります。

届出（P3へ）

指定地域内において『特定建設作業』を実施する場合は届出が必要です。

## 根拠となる法律 など

騒音規制法  
(S43 法律第98号)

振動規制法  
(S51 法律第64号)

『特定建設作業』の騒音・振動規制の基本的なルールです。

騒音、振動及び悪臭に関する規制地域、規制基準等（H29 市告示第61号）

法律に基づき、市内の騒音・振動の規制地域を定めています。

木津川市役所 市民環境部 環境課 TEL:0774-75-1215（直通）  
〒619-0286 木津川市木津南垣外110番地9 木津川市役所2階 ⑤窓口

## ■ 特定建設作業

### ○ 騒音規制法に基づく特定建設作業一覧表 [法施行令別表第2]

	特定建設作業の種類	摘 要
1	くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	もんけん（人力）または圧入式くい打くい抜機を使用する作業並びにくい打機をアースオーガと併用する作業を除く。
2	びょう打機を使用する作業	
3	さく岩機を使用する作業	ハンドブレーカー、ジャイアントブレーカーなど。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	空気圧縮機を使用する作業（さく岩機の動力として使用する作業を除く。）	電動機以外の原動機を用いるものであって、その原動機の定格出力が15kw以上のものに限る。
5	コンクリートプラントまたはアスファルトプラントを設けて行う作業	混練機の混練量がコンクリートプラントは0.45 m <sup>3</sup> 以上、アスファルトプラントは200kg以上のものに限る。モルタルを製造するためにコンクリートプラントを設けて行う作業を除く。
6	バックホウを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』（'97基準値の低騒音型建設機械）を除き、原動機の定格出力が80kw以上のものに限る。
7	トラクターショベルを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』（'97基準値の低騒音型建設機械）を除き、原動機の定格出力が70kw以上のものに限る。
8	ブルドーザーを使用する作業	一定の限度を超える大きさの騒音を発生しないものとして『環境大臣が指定するもの』（'97基準値の低騒音型建設機械）を除き、原動機の定格出力が40kw以上のものに限る。

### ○ 振動規制法に基づく特定建設作業一覧表 [法施行令別表第2]

	特定建設作業の種類	摘 要
1	くい打機、くい抜機またはくい打くい抜機を使用する作業	もんけん（人力）、圧入式くい打機、油圧式くい抜機、圧入式くい打くい抜機を使用する作業を除く。
2	鋼球を使用して建築物その他の工作物を破壊する作業	
3	舗装版破碎機を使用する作業	作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。
4	ブレーカー（手持ち式のものを除く。）を使用する作業	ジャイアントブレーカーなど。作業地点が連続的に移動する作業にあつては、1日における当該作業に係る2地点間の最大距離が50mを超えない作業に限る。

## ■ 規制基準

『特定建設作業』の実施においては、騒音・振動の規制基準を守らなければなりません。  
[厚生省・建設省告示1号(騒音)・法施行規則別表第1(振動)]

- ・『特定建設作業』の騒音・振動が、『特定建設作業』の場所の敷地の境界線において、基準値(騒音:85デシベル、振動:75デシベル)を超えないこと。
- ・原則、午後7時から午前7時までは作業を行わないこと。
- ・原則、日曜日・休日は作業を行わないこと。
- ・原則、1日の作業時間が10時間を超えないこと。
- ・原則、連続して作業日数が6日を超えないこと。

## ■ 届 出

『特定建設作業』を実施する場合は、環境課に届出を提出する必要があります。届出様式は市ホームページからダウンロードできます。

届出様式 [市ホームページ](#)⇒[暮らし](#)⇒[自然・環境](#)⇒[公害](#)⇒[特定建設作業について](#)

### ○ 届出義務者

『特定建設作業』を伴う建設工事を施工しようとする元請業者

### ○ 届出の内容

- ・特定建設作業実施届出書
- ・騒音または振動防止の方法
- ・付近の見取図および現場図面
- ・建設工事の工程表
- ・建設機械の仕様書またはカタログ等で定格出力や能力が分かるもの

以上を各2部ずつ提出してください。

### ○ 提出期限

当該『特定建設作業』の開始の日の7日前まで(届出日と作業開始日は算入しない)

## ■ 勧告・命令・罰則

- ・『特定建設作業』に伴って発生する騒音・振動が、上記の規制基準に適合しないことにより周辺の生活環境が著しく損なわれる場合は、必要な限度(騒音・振動の防止の方法を改善または作業時間の変更)において勧告・命令を行います。
- ・届出をしない場合、虚偽の届出をした場合、改善命令に従わない場合は、過料または罰金が科せられます。

## ■ 生活環境の保全のために

『特定建設作業』の際はもとより、それ以外の工事の際においても、建設作業や解体作業により発生する騒音・振動は大きいため、より周辺への影響も大きく、近隣住民の方から苦情が寄せられることがあります。

施工業者および工事を発注される方は、規制基準を遵守するだけでなく、周辺への影響を一層低減させるため、また周辺の住民の方とのトラブルを未然に防止するため、以下の事項について注意してください。

### • 騒音・振動・粉じんの防止や軽減対策

できるだけ低騒音・低振動工法を採用し、低騒音型・低振動型建設機械を使用してください。また、防音パネルや防音シート等の設置や適切に散水などを行うなどの措置を講じるよう努めてください。

### • 周辺住民等への説明

工事実施前に、工事現場周辺の住民に対し、工事の概要、作業期間、作業時間などについて十分説明してください。

工事現場には、苦情の窓口となる工事現場担当者の氏名、連絡先を表示し、苦情が寄せられた場合は、速やかに誠意をもって対応してください。

### • その他

機材の搬出入時の車両の通行、工事車両・建設機械のアイドリング、話し声などにより近隣に迷惑がかからないよう配慮してください。

解体等の工事を行う場合は、必ずアスベストの使用の有無について事前に調査する必要があります。また、使用の有無に関わらず、その結果等を解体等工事の場所に掲示しなければなりません。